

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

別表十三(五)

令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

		事業年度又は連結事業年度						
		()	()	()	()	()		
譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1						
	同上の資産の取得年月日	2	・	・	・	・	・	・
	譲渡した資産の所在地	3						計
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	譲渡年月日	5						
	対価の額	6						円
	帳簿価額	7						
	譲渡に要した経費の額	8						
	計	9	(7) + (8)					
	差益割合	10						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11						
	取得した買換資産の所在地	12						
	取得年月日	13						
	買換資産の取得価額	14						
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15						
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16						
	(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17						
	取得した土地等の面積	18	平方					メートル
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19						
	取得価額	20	(14) × $\frac{(18) - (19)}{(18)}$					円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21						
	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22						
	圧縮基礎取得価額	23	(14)又は(20)と(22)のうち少ない金額					
	前期末の取得価額	24						
	前期末の帳簿価額	25						
	圧縮基礎取得価額	26	(23) × $\frac{(25) - (24)}{(24)}$					
	圧縮限度額	27	((23)又は(26)) × (10) × $\frac{80、70又は75}{100}$					
	圧縮限度超過額	28	(21) - (27)					
	対価の額の合計額	29	(6の計)					
	対価の額の残額の計算	30	同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額					
翌期繰越額の計算	特別勘定の対象となり得る金額	31	(29) - (30)					
	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額	32	(36)と(38)のうち少ない金額 ÷ $\frac{80、70又は75}{100}$ = (10)					
	同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	33						
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	34						
	翌期へ繰り越す対価の額の合計額	35	(31) - (33) - (34)					
	翌期繰越額の計算	40	(36) - (38)					
	期末特別勘定残額	43	(36) - (39)					

【No.65】適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第65条の7第1項各号の要件を満たしていますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.66】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、8欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

【No.67】買換資産が措法第65条の7第1項第6号下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか(特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります)。

【No.68】買換資産が土地等の場合、19欄には18欄のうち4欄の5倍(平成29年4月1日以前に行った譲渡に係る資産が旧措法第65条の7第1項第2号上欄に掲げる譲渡資産である場合は10倍)を超える部分の面積を記載していますか(その明細を別紙に記載して添付していますか)。

【No.69】27欄の金額を算出する際に乗じた割合を0.8としていますか(所有期間が10年を超える国内にある土地、建物、構築物等について、平成27年8月10日以後に行った地域再生法第5条第4項第5号イに規定する「集中地域」以外の地域から「集中地域」等への買換えについては、買換資産が東京23区内にある場合の割合は0.7、それ以外の場合の割合は0.75となります。また、令和2年4月1日以後に行った航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、その譲渡資産が一定の区域内にある場合の割合は0.7となります。さらに、震災特例法第19条から第21条までの規定の適用を受ける場合の割合は1.0となります)。

【No.70】42欄の金額は、一定期間内(原則として、特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から1年以内)に買換資産を取得しなかった場合に、益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載していますか。

を設けた場合	40	当初の特別勘定の金額 (36) - (39)
	41	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額
	42	当期中に益金の額に算入すべき金額
	43	期末特別勘定残額 (36) - (42)